# 公益財団法人秦野市スポーツ協会ノルディックウォーキング及びポールウォーキング用ポール貸出基準

（趣旨）

第１条　この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が所有するノルディックウォーキング及びポールウォーキング用ポール（以下「ポール」という。）を貸出しするに当たり、必要な事項を定める。

（貸出申請）

第２条　ポールの貸出しを受けようとする者（以下「借用者」という。）は、ノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出（減免）承認申請書（別添様式）を会長に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第３条　会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認するとともに、名刺や運転免許証等により本人確認を行い、貸出しを承認するときはノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出（減免）承認書兼領収書（別添様式）を借用者に交付する。

（貸出料金）

第４条　貸出料金は、１日、１セット（２本）２００円（税込）とし、貸出しの承認と同時に納付するものとする。

（貸出料金の還付）

第５条　既納の貸出料金は還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき、その他会長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（貸出料金の減免）

第６条　ノルディックウォーキング又はポールウォーキングの普及、促進を目的とする事業のために使用するときは、貸出料金を５０％減額する。

２　この法人の主催事業又は会長が特に必要があると認めたときは、無料で貸出しできるものとする。

３　貸出料金の減免を受けようとする者は、第２条に規定する貸出申請に当たり提出するノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出（減免）承認申請書に必要事項を記入するものとする。

４　会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、第３条に基づくノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール貸出（減免）

承認書兼領収書により借用者に通知するものとする。

（貸出品の管理義務）

第７条　借用者は、貸出しを受けたポールを善良に管理し、ノルディックウォーキング及びポールウォーキング以外に使用してはならない。

（貸出品の返却）

第８条　借用者は、使用後に汚れを落とし、破損や紛失を確認の上、貸出期限内にこの法人が指定する場所にポールを返却しなければならない。なお、破損や紛失があったときは、返却時にその内容をこの法人に申し出なければならない。

（損害賠償）

第９条　借用者は、ポールを損傷し、又は亡失させたときは、会長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（免責）

第１０条　この法人は、この基準により貸し出したポールの不具合によっての事由以外の怪我及び事故については、損害賠償の責めを負わない。

（補則）

第１１条　この基準の定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この基準は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

別添様式　（表）

# ノルディックウォーキング及びポールウォーキング用ポール
# 貸出承認（減免）申請書

（点線で囲まれた中の該当する太字の部分に記入、チェック☑してください。）

（あて先）　　年　　月　　日

（公財）秦野市スポーツ協会　会長

申請者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり申請します。

**□　貸出申請**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **貸出期間** | **年　月　日（　）　時　分から**<br>**年　月　日（　）　時　分まで** | | **（　　日間）** |
| **貸出物品** | 種　類 | 数　量 | ポール番号 |
| | **□ノルディックウォーキング用ポール** | **セット** | |
| | **□ポールウォーキング用ポール** | **セット** | |

**□　減免申請**（普及、促進のための講座、教室等に使用の場合、50%減額となります。）

| | |
|---|---|
| **使用目的及び活動等の内容** | |
| **減免申請の区分** | **□５０%減額　　□免除** |

決裁欄　上記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいでしょうか。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 貸出申請 | □承認する<br>□承認しない<br>（理由：　　） | 減免申請 | □承認する<br>□承認しない<br>（理由：　　） | 決裁区分 | 返却確認 |
| | | | | | ・　・ |
| 貸出料金　200 円/日×　　日×　　セット（×減免　　%）＝　　円 | | | | | |

---

## ノルディックウォーキング、ポールウォーキング用ポール
## 貸出（減免）承認書兼領収書（※裏面に貸出基準抜粋が記載してあります。）

次のとおり承認します。　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| **貸出期間** | **年　月　日（　）　時　分から**<br>**年　月　日（　）　時　分まで** | | **（　　日間）** |
| **貸出物品** | 種　類 | 数　量 | ポール番号 |
| | **□ノルディックウォーキング用ポール** | **セット** | |
| | **□ポールウォーキング用ポール** | **セット** | |
| **減　　免** | **□承認する（□50%減額　□免除）　□承認しない（　　）** | | |
| **貸出料金** | 金　　円<br>上記の金額をノルディックウォーキング及びポールウォーキング用ポール貸出料金として領収しました。<br>（公財）秦野市スポーツ協会会長 | | |

別添様式　（裏）

公益財団法人秦野市スポーツ協会ノルディックウォーキング及び
ポールウォーキング用ポール貸出基準（抜粋）

（貸出品の管理義務）

第７条　借用者は、貸出しを受けたポールを善良に管理し、ノルディックウォーキング及びポールウォーキング以外に使用してはならない。

（貸出品の返却）

第８条　借用者は、使用後に汚れを落とし、破損や紛失を確認の上、貸出期限内にこの法人が指定する場所にポールを返却しなければならない。なお、破損や紛失があったときは、返却時にその内容をこの法人に申し出なければならない。

（損害賠償）

第９条　借用者は、ポールを損傷し、又は亡失させたときは、会長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（免責）

第１０条　この法人は、この基準により貸し出したポールの不具合によっての事由以外の怪我及び事故については、損害賠償の責めを負わない。